

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

山梨国民年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月まで

勤務先を退職し、父親と共にアクセサリー加工業を営むことにした。父親に「おまえも将来のために年金を掛けておくように。」と勧められて自分で国民年金の加入手続をした。毎月、自治会集金により保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いのは納付できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自治会の集金により納めていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月 30 日に A 市において払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち昭和 37 年 3 月から同年 6 月までの期間は時効のため納付することができず、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間は過年度となるため、自治会の集金では納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失時（昭和 37 年 3 月 31 日）に国民年金への加入手続をしたと主張しており、事実、社会保険庁の記録によると申立人の国民年金加入年月日は 37 年 3 月 31 日となっているが、当該日付は、当時、A 市が国民年金適用促進のために行っていた職権適用により、申立人の厚生年金保険の資格喪失年月日にさかのぼった強制加入日であると推認され、加入日が同日であることをもって同日から国民年金保険料の納付がされていることを意味するものではない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時は実家で両親や兄と同居しており、国民年金の保険料は組で集金していた。兄の分と一緒に母が納付してくれたはずの保険料納付記録が無いことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が兄と申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたとする母及び当時同居していた兄も亡くなっているため、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

また、申立人の実家の近隣の者に聴取したところ、申立内容どおり、申立期間当時、組長が交替で保険料を集金していたことは確認できたが、組長をしていたのは聴取した者の親世代であるため、申立人宅への保険料徴収について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 46 年 8 月 9 日にその妻と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人には当時実施されていた附則第 13 条による特例納付を利用し、一括して保険料を納付した記憶も無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 249

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から同年 10 月まで

申立期間における私の国民年金保険料は、当時、自治会が保険料の集金をしており、組長が毎月集金に来ていたので、妻と共に私の保険料も納付していた。記録では申立期間が未納となっており、納得できないので納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自治会の納付組織により納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立期間の手続について、申立人は「加入手続は自治会へ依頼した。」としており、「脱退手続については、就職先の事業所が手続を行うので、自らが行った覚えは無い。」と証言しているが、申立期間当時は被保険者が住所地の市町村役場へ届け出なければならぬこととなっていたことから、加入及び脱退に関する手続の記憶に信憑性^{しんびようせい}があるとは言い難い。

さらに、申立人は「妻と共に手続及び保険料納付を行っていた。」としているが、昭和 48 年 3 月の国民年金加入手続の際、手続をしたのは申立人のみであり、妻も強制加入期間となるにもかかわらず、妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは約 2 年後の 51 年 1 月 20 日であることなど、国民年金に係る手続及び保険料の納付が妻と同じ扱いではなかったことがわかる。

加えて、国民年金保険料の納付を担当していたとする申立人の妻には、申立人の保険料を納付した詳細な記憶が無く、他に申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

夫婦二人分の国民年金保険料を、婦人会を通じて納めていた。妻の記録はすべて納付済みとなっているのに、私の分が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を、婦人会を通じて納付していたと主張しているが、申立人の妻のみが、それまで未納であった保険料を昭和45年1月23日に過年度納付したことが確認でき、申立人の主張に齟齬がみられる。

また、社会保険事務所には、申立人に対し、附則第18条及び附則第4条による特例納付の勧奨が、それぞれ昭和49年2月から50年10月にかけて4回、54年10月から55年6月にかけて5回行われた記録が保管されており、これらの納付勧奨の時点において、申立人の申立期間の保険料が未納であったことが推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和39年12月15日であり、この時点において、申立期間①のうち36年4月から37年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、37年10月から39年3月までの期間は過年度保険料となるため、婦人会を通じて納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 251

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時は夫婦で国民年金に加入しており、一緒に保険料を納付していたので、私だけ3か月の未納があることは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦で国民年金に加入しており、一緒に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年10月16日にA市において払い出されていることが確認できる。

また、「A市国民年金保険料現金納入者一覧表」によると、申立人は、昭和50年9月27日に、申立期間直前の43年4月から48年3月までの期間及び申立期間直後の48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ附則第18条による特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

しかしながら、附則第18条による特例納付で納付可能な期間は昭和36年4月から48年3月までであったこと、及び申立人が48年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付した50年9月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
標準報酬月額の変更を届け出た覚えが無いのに、申立期間の標準報酬月額が 26 万円に減額訂正されている。当時の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から推測される標準報酬月額と大きく違うのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日後の同年 9 月 11 日に申立人の標準報酬月額が、13 年 2 月から同年 7 月までの期間について 50 万円から 26 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が平成 13 年 8 月末に倒産した際、申立人から代表者印と会社のゴム印を預けられ、同社の事後整理を一任された弁護士は「社会保険事務所の職員がわざわざ当職の事務所を訪れ、社員の資格喪失届用紙を持参してきたので、その用紙に申立人から預かっていた社判、代表者印を押した覚えがある。」と証言しており、申立人自身は「社会保険事務所とは接触しておらず、社会保険の関係書類を提出した覚えはない。」と本件^{そきゅう}遡及訂正処理への関与を否定している。

しかしながら、当該弁護士は、A社の破産管財人とはなっていないことが閉鎖登記簿謄本から確認でき、社会保険事務所職員が持参した書類に代表者印を押すなどした行為も申立人の委任の下でなされたものであり、社会保険事務所若しくは当該弁護士が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。